

令和 7 年第 3 回定例会

土木企業立地推進委員会資料

1. 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
及び病院事業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例について … 2
2. 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への
損害賠償請求訴訟の経過報告 … 4
3. 企業局における水道事業広域化の検討状況
について … 5
4. 工業用水受水企業からの債務不存在確認請求
訴訟に係る判決について … 10

令和 7 年 10 月 15 日

企 業 局

項 目	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例【一部改正】
-----	--

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充が行われたことを踏まえ、所要の改正を行うため。

(1) 制度の拡充内容

区分	拡充後（いずれかを選択して取得）		拡充前
	第1号部分休業	第2号部分休業	
取得上限	1日につき2時間	1年につき 77時間30分※ (正規職員の場合)	1日につき2時間
取得できる 時間帯	制限なし		勤務時間の初め 又は終わり
取得単位	30分単位	1時間単位	30分単位

※77時間30分は、勤務日10日間分に相当

(2) 拡充の効果・影響

職員の希望や事情に応じて、利用できる制度の選択肢を増やすことで、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることが可能となる。

2 改正の内容

職員が小学校就学前の子を養育するための部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとされているところ、当該部分休業の定義を改める。

（現 行） 1日の勤務時間の_____一部について勤務しないこと

（改正案） 1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと

3 施行日

公布の日

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年茨城県条例第 62 号） 新旧対照表

改正案	現行
（給与の減額） 第 16 条（略） 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）又は修学部分休業（当該職員が修学のため 2 年を超えない範囲内において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第 16 条（略） 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養育するため 1 日の勤務時間の_____一部について勤務しないことをいう。）又は修学部分休業（当該職員が修学のため 2 年を超えない範囲内において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年茨城県条例第 19 号） 新旧対照表

改正案	現行
（給与の減額） 第 23 条（略） 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）又は修学部分休業（当該職員が修学のため 2 年を超えない範囲内において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第 23 条（略） 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養育するため 1 日の勤務時間の_____一部について勤務しないことをいう。）又は修学部分休業（当該職員が修学のため 2 年を超えない範囲内において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

項 目	独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟の経過報告
-----	----------------------------------

1 損害賠償請求及び訴訟の概要

- ・2019（令和元）年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で水質を浄化するために使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。
- ・企業局では、本結果を踏まえ、活性炭販売業者に対し2021（令和3）年3月10日付けで損害賠償請求及び2021（令和3）年4月15日付けで督促を行い納付がなかったことから、次のとおり損害賠償請求訴訟を提起している。

- （1）訴訟提起日等 2021（令和3）年11月24日 水戸地方裁判所 9件
- （2）訴訟の相手方 本町化学工業株式会社 外9名
- （3）請求額 2,498,029,770円

2 訴訟の進行状況

（1）第一審 判決 9件

- ・2025（令和7）年9月25日までに相手方10名へ約20億5千万円の支払いを命じる判決。
- ・うち8訴訟について、原告被告が各々の訴訟に応じて東京高等裁判所へ控訴。
（※判決日が9月25日の1訴訟は被告による控訴の有無を確認中）

（2）第二審 判決 1件

- ・控訴の提起以後、原告被告双方が追加的に書面による主張を実施し、争点及び証拠整理等の審議を経て、1訴訟について判決が言い渡された。

浄水場	被 告			請求額(円)	第一審判決日	第一審判決認容額(円)	控訴者	第二審判決日	第二審判決認容額(円)
阿見	本町化学工業(株)	(株)エーシーケミカル		397,075,629	4/11	227,740,172	双方	(未定)	－
鹿島	本町化学工業(株)	セラケム(株)	(株)クレ	268,106,896		59,952,600	双方	12/10	－
関城	本町化学工業(株)	大阪ガスケミカル(株)	水 ing(株)	404,162,073		404,162,073	被告	11/27	－
水海道	本町化学工業(株)	(株)クレ		1,204,520		棄却	県	11/27	－
澗沼川	本町化学工業(株)	フタムラ化学(株)		102,194,063		92,567,377	双方	10/9	92,567,377
新治	本町化学工業(株)	大阪ガスケミカル(株)	水 ing(株)	93,184,317	5/22	93,184,317	被告	(未定)	－
企業局	本町化学工業(株)	朝日汙過材(株)	フタムラ化学(株)	17,017,022	6/12	17,017,022	被告	(未定)	－
霞ヶ浦	本町化学工業(株)	セラケム(株)		857,039,590	7/31	796,906,171	双方	(未定)	－
鰐川	本町化学工業(株)	(株)エーシーケミカル	幸商事(株)	358,045,660	9/25	358,045,660	－	－	－
		朝日汙過材(株)	太平化学産業(株)						
計				2,498,029,770		2,049,575,392			92,567,377

項 目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について																					
1 現況	急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めてきたところ。 令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置。																					
	（参考1）経営統合の意向状況（R7.2月末時点）																					
	<table><tr><th>区分</th><th>市町村等名</th></tr><tr><td>令和6年度 基本協定締結 (21事業体)</td><td>古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※</td></tr><tr><td>検討中 (12事業体)</td><td>土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団</td></tr><tr><td>単独経営継続 (10事業体)</td><td>水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団</td></tr></table>	区分	市町村等名	令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※	検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団	単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団	※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初												
区分	市町村等名																					
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※																					
検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団																					
単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団																					
	（参考2）基本協定の概要																					
	知事、県企業局長及び21市町村の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。																					
	<table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>経営統合の目的</td><td>本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化</td></tr><tr><td>経営統合の対象</td><td>水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業</td></tr><tr><td>経営統合の時期</td><td>協定締結後3年程度以内</td></tr><tr><td>経営統合の方法</td><td>事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）</td></tr><tr><td>経営統合の主体</td><td>県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）</td></tr><tr><td>運営体制</td><td>経営統合時は市町村からの自治法派遣等</td></tr><tr><td>資産等</td><td>水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承</td></tr><tr><td>投資・財政計画の策定・公表</td><td>市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</td></tr><tr><td>法定協議会</td><td>経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置</td></tr></table>	項目	概要	経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化	経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業	経営統合の時期	協定締結後3年程度以内	経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）	経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）	運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等	資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承	投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表	法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置	
項目	概要																					
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化																					
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業																					
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内																					
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）																					
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）																					
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等																					
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承																					
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表																					
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置																					
	（参考3）広域連携による概算効果額（統合21団体の2070年度までの概算効果額：約1,137億円以上※）																					
	<table><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>効果額</th></tr><tr><td>建設改良費 (政策企画部試算)</td><td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減</td><td>約386億円</td></tr><tr><td>維持管理費 (政策企画部試算)</td><td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減</td><td>約95億円</td></tr><tr><td>国交付金の活用 (政策企画部試算)</td><td>経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）</td><td>約542億円</td></tr><tr><td>組織の集約化による人件費の削減 (企業局試算)</td><td>将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減</td><td>約94億円</td></tr><tr><td>AI活用による電力削減 (企業局試算)</td><td>AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減</td><td>約20億円</td></tr></table>	項目	内容	効果額	建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円	維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円	国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円	組織の集約化による人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円	AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円			
項目	内容	効果額																				
建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円																				
維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円																				
国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円																				
組織の集約化による人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円																				
AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円																				
	※上記のほか、企業局では、運転管理の効率化（約220億円）、委託業務の集約化（約50億円）を試算値として、昨年10月に市町村に提示（最大約1,400億円）																					

2 今後の予定について

経営統合に向けて、350 超の項目を調整していく必要があることから、水道法に基づいて設置した法定協議会及び作業部会において、各市町村へのアンケート調査、ヒアリングを行い、課題を洗い出した上で、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進めているところ。
また、経営統合への参画について検討中の市町村等と、引き続き調整を進める。

(参考 4) 経営統合に向けたスケジュール (案) について

年度	R6	R7～R9※	R10以降
スケジュール (案)	【R7.2.26】 基本協定締結 法定協議会設置		経営の一体化 (経営統合)
取組内容等	・経営の一体化(経営統合)の方針に合意・協定締結 ・法定協議会設置 ・茨城県水道事業広域連携推進方針改定 (政策企画部)	・法定協議会の運営、基本協定の追加締結 ・投資・財政計画の策定 ・経営の一体化(経営統合)に向けた最終調整 ・茨城県水道事業広域連携推進方針改定 (政策企画部)	・企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

※経営統合の時期は3年程度以内。実際の協議期間は、変更の可能性あり。

(参考 5) 法定協議会における経営の一体化に係る調整事項

(1) 各市町村アンケート、ヒアリング等について

経営統合のメリットを最大限活かしつつ、住民サービスの低下が生じないように、市町村ごとに異なる水道事業の運営に係るルール等の統一を図るため、市町村水道事業の現況をアンケート、ヒアリングにより詳細に調査している。

区分	調査項目	主な課題
第1回アンケート (5/1～21) ヒアリング (5/30～6/24)	136問 ・営業窓口業務 ・減免制度 ・水道料金システム ・滞納整理 ・給水装置 (管理区分、工事事業者指定、申請窓口) ・入札・契約・執行管理・検査 ・水道メーター管理 ・危機管理体制	・営業窓口の存続 ・漏水時の減免対応 ・給水装置の所有と管理 ・入札・検査体制等の整備 ・災害時の対応
第2回アンケート (6/20～7/4) ヒアリング (7/10～9/10)	74問 ・広報広聴 ・固定資産台帳、水道事業の用に供さない資産の保有状況 ・借地、占用許可状況 ・予算・決算、消費税 ・ネットワーク	・台帳と資産の突合 ・予算科目、勘定科目の整理 ・県行政情報ネットワークの整備
第3回アンケート (10/1～20) ヒアリング (今後実施予定)	120問 ・水道施設運転管理、薬品 ・事故対応 ・水質検査 ・入札契約 ・設計積算 ・給水窓口 ・給水停止、滞納整理 ・収納取扱金融機関、納付方法 ・既設管撤去の取り扱い	(ヒアリングで課題抽出)

(2) 調整中の重要事項

アンケート、ヒアリングで抽出した課題について、特に重要な項目については、優先して今年度中に方向性を固められるよう、作業部会において各市町村と意見の集約を図っている。

部会	検討項目例	調整中の重要事項
総務	A:資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務 B:例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書 C:情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等 D:福利厚生等	A:台帳と現物に齟齬がある場合、経営統合までに市町村において整理 A:水道事業の用に供していない資産は、企業局は原則引き継がない A:県の予算科目及び勘定科目への統一や予算編成方法及び決算調製方法の基本方針について整理 A:会計システムは県企業局の会計システムに統一
企画	A:組織構成、事務分担、運営体制 B:市町村職員の派遣等 C:災害・事故発生時の対応 D:災害時・福祉等の料金減免制度 E:営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等 F:議会、中央要望等	A:現在の市町村水道担当課を県企業局の出先機関（支所）に位置付け A:企業局プロパー職員の採用について、統合までに方向性を提示 B:地方自治法に基づく市町村からの職員派遣について、派遣内容の素案を提示 C:災害時の施設復旧や応急給水に係る本局、各事務所、各市町村の役割分担を明確にし、迅速な対応が可能な体制を構築 C:経営の一体化を踏まえた危機管理マニュアルを整備 E:当面、現行窓口を維持。中長期的には最適化を検討
業務	A:投資・財政計画 B:水道料金体系	A:投資・財政計画策定方針（基準）の素案を提示
施設	A:水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等 B:建設・工務 C:運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全 D:水質管理	A:給水装置に関する基準、窓口運営、管理区分、漏水対応、工事事業者指定基準等について調整 B:水道事業工事に関する入札・契約、設計・積算・執行管理方法、検査体制等について調整 C:水道施設の運転管理、巡視点検、事故発生時の体制について調整 D:定期的な水質検査の実施計画、実施体制について調整

(参考6) これまでの検討経緯等（水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績等）

(1) 令和7年度実績

経営統合への参画について検討中の12の市町村長等を4月から5月にかけて個別に訪問するとともに、投資・財政計画の基本となるアセットマネジメントに関する説明会を実施した。

日時	概要
4.16～5.28	企業局長を筆頭に検討中の市町村長等を個別に訪問し、意見交換
4.25	アセットマネジメント計画の策定及び作業部会の進め方に関する説明会を実施
7.15	第1回作業部会 総務・企画・施設の各部会の調整事項（資産の継承、予算・決算、組織・人員体制、営業窓口、危機管理体制、給水装置、建設・工務、施設維持管理、水質管理等）に係る協議
9.30	第2回作業部会 企画・業務の各部会の調整事項（組織・人員体制、危機管理体制、投資・財政計画）に係る協議

(2) 令和6年度実績

全体会を2回、地域部会を各圏域1回実施し、施設最適化や経営統合に係る基本的な枠組み、基本協定案等について検討を行った。

また、各市町村長や事務方の訪問、説明会を通じて、経営統合に係る諸課題、経営一体化に

係る枠組み、ソフト面の効果、投資・財政計画、アセットマネジメント計画等について意見交換を実施した。

(3) 令和5年度実績

全体会を3回、地域部会を各圏域2回実施し、施設最適配置案や、経営統合に係る基本的な枠組み等について検討を行った。

(4) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

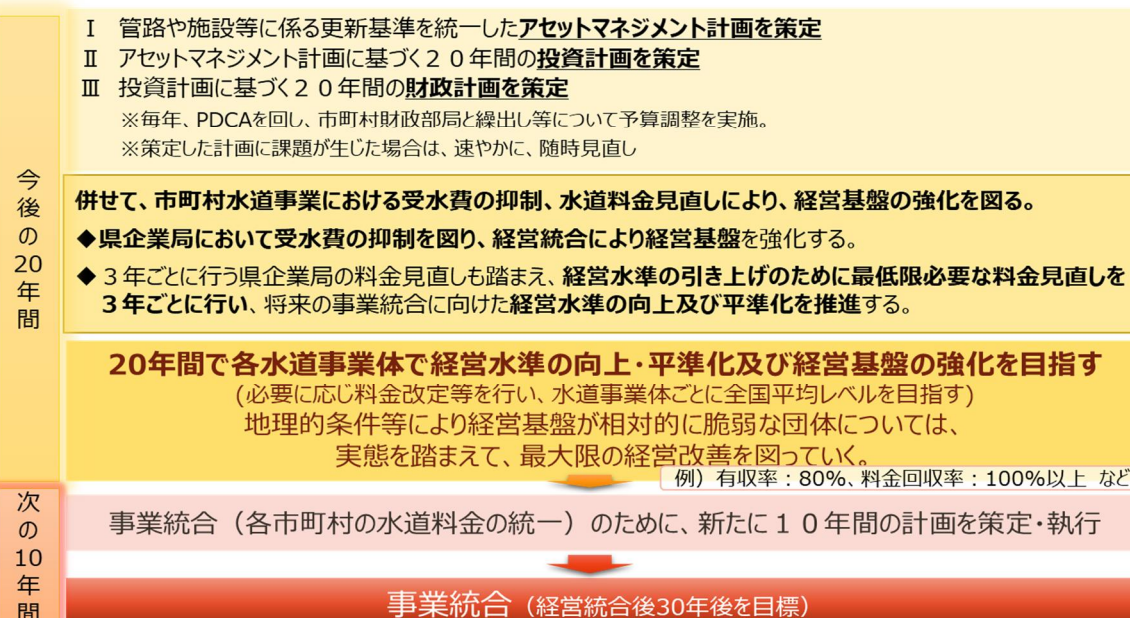
項目	内容																		
計画策定の背景	・県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、<u>急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠であること。</u> ・<u>一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等があることを踏まえ、県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要</u>																		
基本的な考え方	・<u>30年後の事業統合（料金やサービスの一体化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等をしながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。</u> ➢<u>今後の20年間</u>：各水道事業体の経営水準の向上を図り、<u>平準化</u>を目指す。 ➢<u>次の10年間</u>：<u>事業統合</u>（水道料金の統一）を目指す。																		
アセットマネジメント計画	・水道施設のライフサイクル全体にわたって<u>効率的かつ効果的に管理運営するための計画</u> ・施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一。 <table><tr><th>区分</th><th>法定耐用年数</th><th>更新基準</th></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>40年</td><td>土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年</td></tr><tr><td>ポリエチレン管</td><td>40年</td><td>既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）</td></tr><tr><td>塩ビ管</td><td>40年</td><td>既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）</td></tr><tr><td>鋼管</td><td>40年</td><td>土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）</td></tr><tr><td>石綿セメント管</td><td>40年</td><td>優先して更新。新設不可。</td></tr></table>	区分	法定耐用年数	更新基準	ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年	ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）	塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）	鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）	石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。
区分	法定耐用年数	更新基準																	
ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年																	
ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）																	
塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）																	
鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）																	
石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。																	
投資計画	・統合団体間で<u>施設や管路等の更新基準を統一したアセットマネジメント計画を策定の上、当該基準に基づく整備（更新）を見据えた投資見通しを試算した計画</u> ・有収率（送水ロスを表した指標）や管路更新率（1年間に更新した管路の割合を表した指標）等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">目標設定の例（案）</th></tr><tr><td rowspan="2">管路更新率</td><td>石綿セメント管</td><td>速やかに更新</td></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>1.25%</td></tr><tr><td>有収率</td><td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td></tr></table>	区分	目標設定の例（案）		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新	ダクタイル鋳鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ								
区分	目標設定の例（案）																		
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新																	
	ダクタイル鋳鉄管	1.25%																	
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ																		
財政計画	・投資計画に基づく財源の見通しを試算した計画 ・料金回収率（送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標）や企業債残高対給水収益比率（給水収益に対する企業債残高（借入）の割合を表す指標）、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table><tr><th>区分</th><th>目標設定の例（案）</th></tr><tr><td>料金回収率</td><td>100%以上</td></tr><tr><td>企業債残高対給水収益比率</td><td>全国平均まで引き下げ</td></tr><tr><td>累積欠損金比率</td><td>0%</td></tr></table>	区分	目標設定の例（案）	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ	累積欠損金比率	0%										
区分	目標設定の例（案）																		
料金回収率	100%以上																		
企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ																		
累積欠損金比率	0%																		

策定スケジュール	・今後、当局が示す策定方針に基づき、市町村で投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で審議、承認										
	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>R7.4</td><td>アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。</td></tr><tr><td>R7.9</td><td>投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。</td></tr><tr><td>R7年度下半期</td><td>投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定</td></tr><tr><td>R7年度下半期～</td><td>計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。</td></tr></table>	時期	内容	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。	R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。	R7年度下半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定	R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。
	時期	内容									
	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。									
	R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。									
	R7年度下半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定									
R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。										
※今年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。											

(5) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方

30年後の事業統合（県・市町村の料金体系を一元化）を見据えて、**県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等**をしながら、**各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。**



(6) 経営統合に係る枠組み（令和6年度までに提示している内容）

経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり提示。

項目	検討内容
事業形態	・各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	・当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）
人員体制	・原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管 ・地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	・浄水場等の運転管理等を順次集約 ・末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。 組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	・水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	・経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 ・作成した投資・財政計画に基づき、将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。
下水道事業	・下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	・経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

項 目

工業用水受水企業からの債務不存在確認請求訴訟に係る判決について

1 概要

県南西広域工業用水道事業の受水企業から債務が存在しないことの確認を求める訴訟が提起され、その後県企業局から未収となっている工業用水道損失補償金及び延滞金の支払いを求める反訴を提起した訴訟について、本県の訴えどおり支払いを命じる内容の判決が言い渡され、当該判決が確定した。

※工業用水道損失補償金

工業用水道需給契約書において、受水企業は企業局との需給契約水量を保証するものとしており、企業局が需給契約水量を供給できる場合であって、受水企業が当該水量を受水できなかったときは、受水企業は引き受けることのできなかった水量の料金相当額を企業局に支払わなければならない。

2 原告

法人名：マグ・イゾベール株式会社（以下「原告」という。）

住 所：東京都千代田区麹町3丁目7番地 サンゴバンビル

（土浦工場：かすみがうら市上稲吉2046番地1（土浦・千代田工業団地））

3 判決の内容

原告は県企業局に対し、以下の金員を支払うこと。

- ①2023年度下期分に係る工業用水道損失補償金5,616,270円及び2024.6.10までの確定延滞金15,140円、2024.6.11以降の延滞金（年利8.65%）
- ②2024年度上期分に係る工業用水道損失補償金5,616,270円及び2024.12.9までの確定延滞金14,402円、2024.12.10以降の延滞金（年利8.65%）

（参考1）経緯

1987.7.23	原告(マグ・イゾベール(株))と需給契約を締結
2023.4～6	解約相談
2023.8.30	11/30付で解約とする一方的な解約申入書を提出
2024.1.12	民事調停申立
2024.5～7	民事調停不調(2回)
2024.7.19	民事訴訟(本訴)を提訴
2024.10.1	民事訴訟(反訴)を提訴(2023年度下期分)
2025.3.11	変更申立(訴訟対象を2024年度上期分まで拡張)
2025.7.31	判決言渡し
2025.8.16	判決確定(原告側から控訴なし)

（参考2）納付状況

2025年8月15日、原告から請求額全額に相当する額(12,167,149円)が納付された。

令和 7 年 9 月 30 日 開 会

①

令和 7 年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 7 年第 3 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第 96 号議案	令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号） 1
第 97 号議案	令和 7 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第 1 号） 11
第 98 号議案	令和 7 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号） 13
第 99 号議案	令和 7 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） 16
第100号議案	令和 7 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号） 18
第101号議案	令和 7 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号） 19
第102号議案	茨城県公告式条例の一部を改正する条例 21
第103号議案	茨城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例 22
第104号議案	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例 23
第105号議案	警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例 24
第106号議案	県有財産の取得について 25
第107号議案	県有財産の売却処分について 26
第108号議案	工事請負契約の締結について 27
第109号議案	工事請負契約の変更について（情報テクノロジー大学校（仮称）新棟新築工事） 28
第110号議案	工事請負契約の変更について（茨城県植物園等整備工事） 29
第111号議案	工事請負契約の変更について（古河警察署建設工事） 30
第112号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について 31
第113号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について 32
第114号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について 34
第115号議案	権利の放棄について（公費負担医療に係る診療報酬返還金） 36
第116号議案	権利の放棄について（県営住宅の使用料等） 37
第117号議案	令和 6 年度茨城県公営企業会計に係る資本剰余金の処分及び資本金の額の減少について 38
第118号議案	令和 6 年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について 39
認定第 1 号	令和 6 年度茨城県公営企業会計決算の認定について 41
認定第 2 号	令和 6 年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について 42
報告第 3 号	地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について 43

条 例 ・ そ の 他

第104号議案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

- (1) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年茨城県条例第62号）第16条第2項
- (2) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）第23条第2項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年 9 月 30 日 開 会

令和 7 年第 3 回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和7年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和7年度一般会計補正予算各部局別一覧	3
3. 令和7年度一般会計予算款別財源別一覧	5
4. 令和7年度一般会計補正予算款別財源別一覧	7
5. 令和7年度一般会計補正予算概要	9
6. 令和7年度一般会計予算繰越明許費概要	23
7. 令和7年度特別会計予算繰越明許費概要	33
8. 令和7年度鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要	35
9. 令和7年度流域下水道事業会計補正予算概要	37
10. 条例その他の概要	39
11. 専決処分概要	43

条 例 そ の 他 の 概 要

10. 条例その他の概要

(1) 茨城県公告式条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。

(2) 茨城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

港湾法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。

(4) 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察法施行令の一部改正等を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。

(5) 県有財産の取得について

空港地上支援車両として、防除雪氷作業車を東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地第一実業株式会社代表取締役船渡雄司から予定価格1億967万円で取得しようとするものである。

(6) 県有財産の売却処分について

事業用地として、常陸太田市宮の郷町473番50ほか1筆の土地45,288.79平方メートルを予定価格3億4,131万3,313円で株式会社北越マテリアル代表取締役荒井芳晴に売却しようとするものである。